		2025年度
(科目名) 民法入門	担当教員: 関根 洋	2 単位
設 題		
アパート居室の貸主は、賃貸借契約終了時に畳の摩耗について費用を敷金から差引くことはできない。その理由を、民法621条2つつ、60字以内で簡潔に説明しなさい。		• -

作成方法	は「ワープロ」	
ワープロ	用 紙 等:本学通信教育部の標準フォーマット・コピー用紙等 (無地)	
注意事項		
その他		